

ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地保全計画〈概要版〉

1 概要

ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地は、首都30km圏内の県央南部に位置し、武蔵野の面影を今も残す平地林のひとつであり、コナラが主体で、ムクノキ・ケヤキ・竹林などを含み、周辺に広がる畑作地帯と一体となった、ふるさと埼玉を象徴する農村景観が色濃く残っている地区である。

2 自然環境等

この地域で確認された動植物は、樹林性の種や市街地近郊、農耕地周辺に見られる種などであり、周辺の樹林や畑地との連続性が保たれており、樹林は適度に管理されていることから、農村地の動植物の生息・生育環境として良好である。

3 指定地の状況等

この景観地は昭和55年度に畑と一体となった樹林地12.94haを指定している。従来から継続している緑の管理協定制度は、景観地保全に重要な効果がある。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された武蔵野の景観の核となる緑地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や松食い虫等の被害により荒廃した樹林地の代替植生への転換等を図り、畑作地帯については、放棄された遊休農地を貸し農園や苗圃等、良好な景観をもたらす農地への転用を図るなど、緑を再生していく。

(3) 緑との共生

既に緑が減少してしまった区域においては、近接する緑地を憩いの場として安らげる住民共有の財産として保全していく仕組みづくりや住民一人一人が取り組める住宅地の緑化などを推進することにより、緑のネットワーク形成を構築していく。

5 配置方針

(1) 緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・防災機能・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全す

るとともに、山林荒廃地の代替植生への転換や遊休農地の活用などを図り、緑を再生する区域

(2) 緑との共生区域

民間企業等の産業施設の緑化や緩衝緑地の創出、住宅地の緑化を図り、隣接する樹林地との緑のネットワーク形成を構築することにより、緑豊かな地域らしさを創出する区域

6 施策方針

(1) 緑の保全・再生区域

① 緑地保全

まとりある良好な山林を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに土地利用規制の強化、山林の買取りや借地を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための取り組みを展開していく。

② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、行政と地域住民が協働した落ち葉掃き、下草刈りなどの維持管理や荒廃した樹木の代替え植生への転換などの取り組みを展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

(2) 緑との共生

① 活用

市街地化した宅地等の区域については、生活に潤いを与えてくれる緑に対して、日常的な維持管理活動を行う住民といった、景観地内特有の緑と住民の関係づくりを目指した身近な緑の地域づくりを推進していく。

② 創出

樹林地に囲まれた緑豊かな地域らしさを創出するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の推進のほか、ふじみ野市みどりの条例や開発指導要綱に基づき良好な自然環境を創出するため、工場や住宅などの緑化を推進することにより、住民が主体となった緑豊かな地域づくりを目指した取り組みを展開していく。

ふじみ野市八丁ふるさとの緑の景観地保全計画区域図



【凡例】

- 緑の保全・再生区域
- 緑の保全
- 緑の再生
- 緑との共生区域

緑生園凡例

I. 植生区分

- 芝草
- 芝
- 樹齢・竹
- 竹
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草

- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草

II. その他土地利用

- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草
- 雑草